

保険料率の確認、転換措置義務について

健康保険料率・厚生年金保険料率

令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険料率・介護保険料率(福島県)

健康保険料率:9.59%

(+0.06%) (R5年度 9.53%)

介護保険料率:1.60%

(▲0.22%) (R5年度 1.82%)

厚生年金保険料率:18.3%のまま

詳しくは健康保険・厚生年金保険の保険料額表をご覧ください!

■パートタイム・有期雇用労働法(第13条)について

【通常の労働者への転換義務】 【対象者:すべてのパートタイム・有期雇用労働者】

- ①通常の労働者を募集する場合、その募集内容をパート・有期雇用者に周知
- ②社内公募する場合、パート・有期雇用者にも応募する機会の付与
- ③通常の労働者へ転換するための試験制度を設ける
- ④その他通常の労働者への転換を推進するための措置

上記①~④のいずれかの措置を講ずる義務があります

※通常の労働者への転換推進措置については、措置の内容の「周知」が重要です

<事務所より>

今年度も東北福島年金事務所で「毎週木曜」担当として、窓口業務をさせていただくこととなりました。年金の相談業務は3年目に入ります。複雑な年金制度を「わかりやすく」「丁寧に」説明できるよう更なる努力をしております。みなさまには今年度もご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

4月の年金相談日は「4、11、18、25日」です。よろしくお願いいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4 3番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail: info@eto-srgs.com